

# 附属資料

- 1 用語解説
- 2 東三河広域連合介護保険事業運営委員会

# 1 用語解説

## あ 行

### ICTツール

ICT (Information & Communication Technology)とは、情報通信技術のこと。ICTツールとは、情報通信技術を活用して、仕事等を支援するシステムやアプリケーション、デバイスのこと。介護の現場において、モバイル端末により、利用者の情報をスタッフ間で共有するほか、センサーによる見守りや、勤務シフトの作成等、業務の効率化が期待される。

### アセスメント

ケアマネジメントの過程で、ケアプランを作成する前に利用者のニーズや状況等から、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握すること。

### 運動器(運動器機能)

動くことに関わる骨、筋肉、関節、神経などの総称。

### ACP (Advance Care Planning)

(→P.59)

### ADL (Activities of Daily Living)

日常生活動作能力(日々の生活を送るために共通して繰り返す、様々な基本的かつ具体的な活動)のこと。

### NPO (Non-Profit Organization)

民間非営利組織のこと。法人格の有無に関わらず、非営利の公益的活動を行う組織で、法人格を有するものは特定非営利活動法人(NPO法人)と呼ばれる。

## か 行

### 介護支援専門員(ケアマネジャー)

介護サービス計画の作成などに関する介護支援専門員実務研修を修了し、利用者の心身の状況などに対応した適切な介護サービスを提供するため、介護サービスを行う事業者などと連絡調整を取りながら、介護サービス計画の作成などを行う者。

### 介護ボランティアポイント

取組に応じてポイントが付与されるボランティア制度。支援活動の内容、ポイントの交換対象などは、実施する市町村によって異なる。

### 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者と基本チェックリスト該当者を対象とした介護予防事業。訪問型・通所型サービスやその他の生活支援サービスがある。

### 介護予防・日常生活支援総合事業

地域支援事業のひとつで、地域の実情に応じて、市町村が中心となって行う事業。住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域で支え合う体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す。介護予防・日常生活支援総合事業には、要支援認定者と基本チェックリスト該当者を対象とする「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上の者が対象となる「一般介護予防事業」がある。

### 通いの場

地域の住民同士が気軽に集い、一緒に活動内容を企画し、ふれあいを通して「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を広げる場所。地域の介護予防の拠点となっている。

### 基本チェックリスト

65歳以上の者への25項目の質問に対する回答により、要介護状態を引き起こす原因ともなる運動器・栄養・口腔・閉じこもり・認知症・うつなどの生活に必要な状態を把握し、介護予防・生活支援サービス事業対象者に該当するかを判定するもの。

### キャラバン・メイト

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」の講師役を務め、所定のキャラバン・メイト養成研修を受講し、全国キャラバン・メイト連絡協議会に登録された者。

## ケアプラン

介護保険のサービスをいつ、どのくらい使うかを計画するためのもので、利用者の心身の状況や家族の希望を踏まえた上で、介護支援専門員(ケアマネジャー)や地域包括支援センターの職員が作成するもの。

## 協議体

定期的な情報共有・連携強化の場。行政機関、コーディネーター、地域の関係者等、意欲ある住民等から構成される。

## ケアプラン点検

介護支援専門員(ケアマネジャー)が作成したケアプランが、ケアマネジメントのプロセスを踏まえた「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、保険者が検証確認すること。

## ケアマネジメント

介護支援専門員(ケアマネジャー)が介護を必要とする高齢者やその家族と面接して、その者に合わせた様々なサービスを組み合わせたマネジメントを行うこと。

## 健康寿命

介護等を必要とせず、日常的に制限なく自立した生活ができる期間。

## 権利擁護

意思能力が十分でない高齢者や障害者が、人として生まれながら持っている権利が保全され、社会生活が営めるように意思能力に応じて、社会制度、組織(システム)、専門家などによって擁護されること。

## 後期高齢者

(→P.18)

## 口腔機能

かみ砕く・飲み込む・発音など、主に「食べる」「話す」に関わる機能。

## 高齢者サロン

高齢者が、身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあい交流することができる場のこと。地域の「お茶の間」や「たまり場」として、元気な高齢者を始め地域住民等が自主的に運営している。

## 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)

高齢者が地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるように配慮された公的な賃貸住宅のこと。住宅は、トイレ、浴室等を高齢者の身体状況を考慮した構造とし、緊急通報システムを設置するなど安全面での配慮を行うとともに、配置された生活援助員が生活相談、安否確認、緊急時の対応などを行う。

## コーホート要因法

コーホートとは、同じ年(または同じ期間)に生まれた人々の集団のこと。コーホート要因法とは、「自然増減」(出生と死亡)及び「純移動」(転出入)の二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法。

# さ 行

## 事業対象者

(→P.39)

## 縦覧点検

保険者が複数月の介護給付費明細書における算定回数やサービス間・事業所間の給付の内容を確認し、提供されたサービスの整合性について確認すること。

## 就労加算

介護従事者就労支援補助金のこと。介護職員初任者研修受講支援補助金を受けた者(若しくは「田原市減免者」に該当する者)で、市町村税の滞納がなく、研修修了後1年以内に東三河地域の介護事業所に新たに就労し、1年以上継続して勤務した者に対して就労支援補助金を交付する。

## 就労的活動支援コーディネーター

就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組を実施したい事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートすることにより、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進する者。



### 生活援助員

高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)に居住する高齢者に対し、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供することによって、高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援する者。

### 生活機能

家庭における、歩行や移動、食事、更衣、入浴、排泄、整容などの身のまわりの基本的な身体動作を指す。

### 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的に、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向け資源(サービス)開発や関係者間のネットワークの構築を行う者。

### 生活支援ボランティア

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、日常のちょっとした困りごとの手伝いを“できるときに、できることを、できるひと”が行う身近な地域のボランティアによる支援活動のこと。活動内容は、ゴミ出し・電球交換・外出支援などさまざまで、困りごとの手助けだけでなく、活動を通じて高齢者の安否確認や住民同士が顔見知りになることで関係性ができ、日頃の見守りや防犯、災害時の支援等につながるなどの効果もある。

### 生産年齢

労働力の中核をなす15歳以上65歳未満を指す。

### 成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分ではない者の権利を擁護し生活を支援するため、家庭裁判所により選任された後見人が財産管理や身上監護を行う法制度。

### 世帯主率法

世帯数が世帯主数に等しいことを利用して人口に世帯主率(人口に占める世帯主数の割合)を乗じることによって世帯数を求める手法。

### 前期高齢者

(→P.18)

## た 行

### 団塊の世代

第二次世界大戦後のベビーブームである昭和22(1947)年から昭和24(1949)年に生まれた世代。

### 団塊ジュニア世代

団塊世代の子世代。昭和46(1971)年から昭和49(1974)年に生まれた世代。

### 地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

### 地域包括ケアシステム

(→P.76)

### 地域ケア会議

市町村や地域包括支援センターが多職種で高齢者への適切な支援と必要な支援体制を検討する会議。個別ケースの解決を行う個別会議と地域課題の解決や施策形成等に繋げる推進会議がある。

### 地域支援事業

被保険者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が行う事業であり、①介護予防・日常生活支援総合事業 ②包括的支援事業 ③任意事業がある。

### 地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を支えるための介護保険のサービスの一つ。サービス事業者の指定権限は保険者である東三河広域連合が行い、原則としてその東三河広域連合管内の市町村の被保険者のみがサービスを利用することができる。



### チームオレンジ

市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症者の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター（基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ研修を受講した者）を中心とした支援者をつなぐ仕組み。

### チームオレンジコーディネーター

市町村により配置され、ニーズ把握、チームづくり、支援ニーズとのマッチングや仕組みづくりに関する検討会の開催を行う者。

### 電子@連絡帳(でんしれんらくちょう)

医療・福祉・介護・行政等、地域の暮らしを支える専門職をつなぐ多職種連携プラットフォームのこと。

## な 行

### 認知機能

理解、判断、論理などの知的機能のこと。物忘れにみられるような記憶の障害のほか、判断・計算・理解・学習・思考・言語などを含む脳の高次の機能に障害がみられるが、その障害がみられる脳の機能として認知機能と表現される。

### 認知症カフェ

認知症者やその家族、医療や介護の専門職、地域住民など、誰もが気軽に参加できる「集いの場」のこと。

### 認知症サポーター

地域、企業、学校等において、認知症に関する正しい理解や認知症高齢者に対する接し方について学ぶ「認知症サポーター養成講座」の修了者で、認知症者や家族を温かく見守る応援者のこと。

### 認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症者及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的(おおむね6ヶ月)に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。

### 認知症地域支援推進員

市町村により配置され、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担い、市町村の認知症施策を推進する者。

### 認知介護

認知症高齢者の介護を認知症である高齢の家族が行う状態のこと。

### 年齢階級

5歳毎等に階級を設けたもの。

## は 行

### ランチ

地域住民から相談を受け付け、集約した上で、地域包括支援センターにつなぐための窓口のこと。

### フレイル(フレイル対策)

加齢に伴い心身のはたらき、社会的なつながりが弱くなった状態を指す。要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。そのような状態に陥らないよう、栄養(食・口腔機能)・運動・社会参加がフレイル対策として重要。

### 訪問介護員(ホームヘルパー)

在宅の高齢者等の家庭を訪問して、介護や生活支援を行う者。介護福祉士等の資格が必要。

### 包括的・継続的ケアマネジメント

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践できる地域の基盤を整えるとともに個々の介護支援専門員へのサポートを行うこと。



## ま 行

### 民生委員

民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員(任期3年、無報酬)で、児童福祉法に定める児童委員を兼ねている。一定の区域を担当し、自らも地域住民の一員という性格をもって住民の見守りや相談活動、福祉サービスの情報提供などを行う。

## や 行

### 要介護等認定率

被保険者に対する要介護・要支援認定者の割合。通常は第1号被保険者に対する第1号被保険者の要介護・要支援認定者の割合を示す。

## ら 行

### リハビリテーション専門職

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士など、身体機能回復に関連する仕事を行う者。

### レスパイト・レスパイトケア

高齢者を在宅で介護をする家族が、一時的に介護から離れ休息(レスパイト)をとり、心身の疲れをとるための支援(レスパイトケア)。通所介護や短期入所生活介護等がレスパイトケアに資するサービスに該当する。

### 老人福祉圏域

都道府県が介護給付等サービスの種類ごとの量の見込みを定める単位として設定するもの。

### 老老介護

家庭の事情などにより、要介護状態の高齢者を高齢である家族等が介護している状態のこと。



# 2 東三河広域連合介護保険事業運営委員会

## (1) 設置要綱

(設置)

第1条 介護保険事業の事業推進等において、関係機関や被保険者の意見等を反映させるため、東三河広域連合介護保険事業運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1)介護保険事業計画に関すること。
- (2)地域密着型サービスの運営等に関すること。
- (3)地域包括支援センターの設置等に関すること。
- (4)その他介護保険事業の運営等に関すること。

(委員の構成)

第3条 委員会は、委員16名以内で組織する。

2 委員は、「医療や介護、高齢者福祉に関わる各分野の専門家」や「介護保険や高齢者福祉に関心のある被保険者」から広域連合長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は委員会を総括する。
- 3 委員長は、あらかじめ副委員長として委員を1人指名するものとする。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、必要に応じ会議に関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 計画策定に係る具体的な事項その他介護保険事業について検討、協議するため、必要に応じて委員会に専門部会を置くことができる。

2 前項の専門部会は委員の中から委員長が指名する者をもって構成する。

(会議の公開)

第8条 会議は原則公開するものとする。ただし、委員長は委員会に諮り、会議を非公開とすることができる。

2 会議を公開するとき、会議の傍聴に関し必要な事項は広域連合長が別に定める。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、福祉事業部介護保険課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## (2) 委員名簿

市町村名	選出区分		氏名(敬称略)
豊橋市	医療関係者	豊橋市医師会 理事	芳賀 勝
	介護保険施設関係者	介護付有料老人ホーム フェリス福祉村 施設長	長坂 敏幸
	介護サービス事業関係者	豊橋市医師会訪問看護ステーション 管理者	杉浦 三佳世
		赤岩荘地域包括支援センター 管理者	林 紀和
	学識経験者	豊橋創造大学保健医療学部看護学科 教授	蒔田 寛子
	被保険者	構成市町村からの推薦	大河 一夫
豊川市	医療関係者	豊川市医師会 副会長	板津 一平
		豊川市歯科医師会	足立 孝弘
	介護サービス事業関係者	豊川市介護保険関係事業者連絡協議会 会長	平野 一彦
蒲郡市	医療関係者	蒲郡市薬剤師会 会長 蒲郡市薬剤師会 会長	長澤 康嗣 鈴木 高太郎(R5～)
	介護サービス事業関係者	ひかりの森 管理者	大森 靖子
新城市	医療関係者	新城市医師会 理事	熊谷 亮
田原市	介護保険施設関係者	社会福祉法人福寿園 理事長	古田 周作
設楽町	介護サービス事業関係者	デイサービスセンターしたら 管理者	坂口 妙子
東栄町	介護サービス事業関係者	東栄町地域包括支援センター 管理者	岡田 ゆう子
豊根村	福祉団体関係者	豊根村社会福祉協議会 事務局長	松村 寿成





## 東三河広域連合 第9期介護保険事業計画

---

---

令和6(2024)年3月

発行：東三河広域連合

編集：東三河広域連合 福祉事業部 介護保険課

〒440-0806

豊橋市八町通二丁目16番地（豊橋市職員会館5階）

電話番号：0532-26-8460



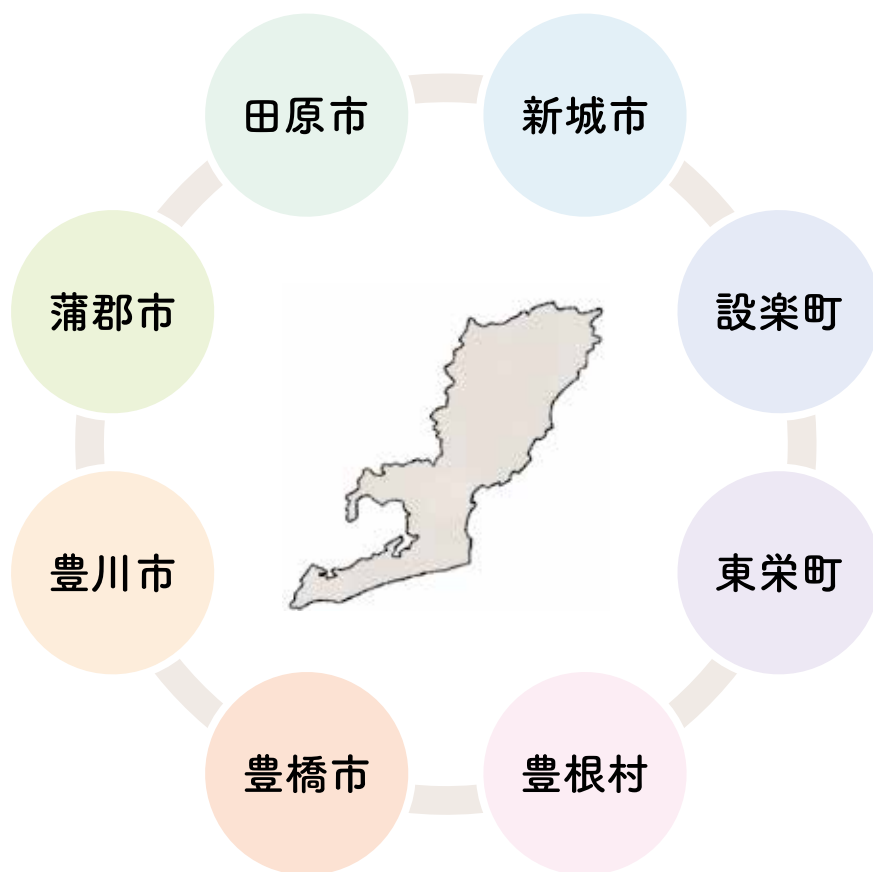
東三河広域連合のマスコットキャラクター  
みのりん

---

---

この冊子は、カラーユニバーサルデザインに対応しています。





# 東三河はひとつ

いつまでも健やかで安心して暮らせる東三河の実現